

## むくみゼミナール 賛助会員規約

1. 賛助会員は、当法人（当会）の趣旨に賛同し、特定の財政的援助を行う個人または団体で、入会するためには、以下①～④の点を主な考慮要素として、当法人の理事の承認を得なければならない。また、入会を承認された賛助会員は、別に定める会費を納めなければならない。

- ①会社法など法令が定める法人であること。
- ②個人経営であっても、商取引の実績があること。
- ③団体組織の場合、活動実績があること。
- ④当法人の活動に相応しい団体（または個人であること）。

2. 賛助会員は、当会の会員および有資格者を対象に実施する講習会、セミナー、イベント等により生じうる一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故、または、その他の金銭的損失を含む一切の不利益）を当法人に請求することができない。

3. 賛助会員として入会を希望する団体は、当会に、会社名、代表者名、営業所所在地等の必要事項を申込書に記載し申請しなければならない。また、これら届出事項に変更がある場合はすみやかに届出をしなければならない。

4. 賛助会員の期間は1年間とし、期間終了の1か月前までに、賛助会員側から更新しない旨の書面による通知がない限り、自動更新とする。

5. 賛助会員は、当会ホームページにバナーを掲載することができる。

6. 賛助会員は、当会が主催するオンライン集会（勉強会および特別イベント）に参加することができる。

7. 賛助会員は、当会が主催する会員限定SNSページを閲覧することができる。

8. 賛助会員は、当会が主催するオンライン集会における討議、SNSにおける討議に参加することができる。ただし、コメントの書き込み、発言などを行う際は、そのつど所属する法人または団体名、氏名を明らかにすること。また、コメント、発言の内容は自社が取り扱う製品についてのみとし、医療機器適正広告ガイドに留意すること。当会スタッフが不適切と判断した場合、コメントを削除する場合がある。

9. 賛助会員は、当法人の社員総会に出席することができない。

10. 賛助会員は、当法人の理事等の選挙に関して、選挙権および被選挙権を持たない。

11. 賛助会員は、上記の条項および関係諸法規を遵守しなければならない。賛助会員が当法人や当法人の事業に損害を与え、または当法人の名誉を著しく傷つけた場合、理事の発議により社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。またこの際、納入済みの会費については一切の払い戻しを行わない。

12. 当法人（当会）は、当会の活動の趣旨に反しない合理的な範囲内において、賛助会員の同意を得ずに当規約を変更することができる。変更した場合、その旨をWEB、メール等

によって賛助会員へ周知する。

**【別記】**

1. 会費について

年会費 49500 円（税込<sup>1</sup>）で、1 アカウントまで Facebook ページの参加、イベントの参加が可能とする。2 アカウント目以降は、1 アカウントにつき年会費 13200 円（税込）とする。

2023 年 11 月 14 日改訂  
むくみゼミナール

---

<sup>1</sup> 消費税率が改訂された場合、年会費の税込価格は「45000 円プラス改訂された消費税」、追加アカウントは「12000 円プラス改訂された消費税」とする。